資 料 7

宮城の教育振興基本計画策定に係る「教育に関する県民意識調査」について

(調査目的)

教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき,本県教育の振興に関する総合的かつ計画的な推進を図るため,基本的な方針,講ずべき施策の方向性等を示す教育振興基本計画を策定するに当たり,県民の教育に関する意識やニーズをアンケート形式により調査し,各策定の基礎資料とするもの。

(実施主体)

本調査は、宮城県教育振興基本計画策定本部(本部長:知事)が実施する。

(調査対象)

本調査の対象は県内に在住する平成 20 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上の者 3,000 人とする。

(調査項目)

県民の教育に関する意識やニーズを調査するため,本調査の調査項目は概ね次のと おりとする。

- (1)学校教育や家庭教育など教育の現状等に関すること
- (2) これからの教育の目指すべき方向性に関すること
- (3)学校,家庭,地域等が担うべき教育の役割と期待に関すること
- (4) 生涯学習,スポーツ,文化芸術等に関すること

(調査方法)

本調査の方法は次のとおりとする。

- (1)調査票の配布,回収は郵送により行う。
- (2)調査標本の抽出は県内各市区町村選挙人名簿閲覧による無作為サンプリングにより行う。

(調査スケジュール案)

調査票の作成 平成 20 年 7 月

調査結果公表 "10月